

患者等搬送認定事業者をご利用ください

患者等搬送認定事業者は、一人では入退院・通院などが難しい人の移動手段として市が認定している事業者です。
 今回は、患者等搬送認定事業者とその利用方法について紹介します。

患者等搬送認定事業者とは

救急車を利用するほど緊迫している状況ではないものの、自分一人や家族の手伝いだけでは、入退院・通院・転院などが難しい人を自宅や医療機関、社会福祉施設などへ搬送する事業者です。

市民の皆さんが安全に安心して利用できるよう、一定の要件を満たした民間の搬送事業者を、患者等搬送認定事業者として消防本部が認定しています。認定事業者には寝台車・車椅子を認定した「患者等搬送認定事業者（寝台車・車椅子）」と車椅子のみを認定した「患者等搬送認定事業者（車椅子専用）」の2種類があります。

また、患者等搬送認定事業者の車両後方には、基準適合認定マークが掲示されています。救急車と異なり、緊急走行や医療行為を行うことはできません。



▶患者等搬送用自動車基準適合認定マーク



▶患者等搬送用自動車（車椅子専用）基準適合認定マーク

利用方法

- ① 事前に「患者等搬送認定事業者」へ電話で予約します
 ※当日でも空いていれば予約できます。
- ② 自宅などに「患者等搬送認定事業者」が迎えに来ます
- ③ 目的地に到着したら運賃を支払います
 ※各車両や事業者、介護保険適用の有無により、乗車可能人数や運賃が異なります。詳しくは、電話で各患者等搬送認定事業者へお問い合わせください。

市内の患者等搬送認定事業者

平成30年4月1日現在、市内には「患者等搬送認定事業者（寝台車・車椅子）」が1事業者、「患者等搬送認定事業者（車椅子専用）」が4事業者の計5事業者あります。

【患者等搬送認定事業者（寝台車・車椅子）】
民間救急・介護タクシー
 アシスト
 元消防士が市内で初めて民間救急を開業しました。

さまざまなニーズに対応



しています。

所在地／伝法2-21
 認定車両／寝台車 1台
 車椅子専用車 1台
 問い合わせ／☎(67)05550

【患者等搬送認定事業者（車椅子専用）】

■介護タクシーふじ
 車椅子利用者の「行動範囲を広げたい、出かけた」をお手伝いします。



所在地／青葉町318
 認定車両／車椅子専用車 1台
 問い合わせ／☎080(2658)7200

■介護タクシー優(株)
 通院転院、冠婚葬祭など、自由に利用できます。ストレッチャー移送もお任せください。



所在地／高島町49
 認定車両／車椅子専用車 2台
 問い合わせ／☎090(6333)7987

問い合わせ／警防課救急管理室

☎(55)2856 ☎(53)4633

f1-keibou@div.city.fuji.shizuoka.jp

■高アシストサービス(株)
 今後も安心・安全を提供します。



所在地／中柏原新田1111-4
 認定車両／車椅子専用車 1台
 問い合わせ／☎090(5607)3101

■(有)プロップ 訪問介護でんでん
 開業13年。通院・買い物など、さまざまなプランを応援します。



所在地／今泉1-17-12
 認定車両／車椅子専用車 1台
 問い合わせ／☎(55)3355

一刻を争う人の命を助けるために
救急車の適正利用を
お願いします



「交通手段がない」「便利だから」などの理由で救急車を呼ぶ人がいます。症状に緊急性がない場合は、患者等搬送認定事業者や介護タクシーなどをご利用ください。